

新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組等について

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について

- (1) 研修受講中は、必ずマスクを着用してください。
- (2) 研修会場に消毒液及びアルコールティッシュを設置します。入室時には手指消毒又は手洗いをしてください。
- (3) 研修会場の換気を行います。調節できる服装でお越しください。
- (4) 研修当日、別紙2の確認票を提出してください。当日、自宅で体温測定を行い、確認票に記載してください。確認票の症状等がある場合は、参加をご遠慮ください。
- (5) 確認票の症状等があることで研修に参加できない場合は、受講日の振替等の措置を検討します。
- (6) 研修参加後2週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性反応を示したとき、または濃厚接触者として観察対象となったときは速やかに県障害福祉課までご連絡ください。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う中止等の判断について

新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化した場合、以下のとおりとしますので、御留意ください。

- ① 学校や学習塾の休校要請を含む国又は県の緊急事態宣言（同等の宣言を含む）が発出された場合
 - ・研修初日以前に発出された場合は、中止又は延期することとし、研修開始後に発出された場合は、宣言期間中の研修は延期する。
- ② ①以外の場合
 - ・予定どおり開催する。なお、受講定員を会場収容人数の1/2以下にする等の感染防止対策を実施する。

なお、中止・延期の場合は、愛知県障害福祉課の研修関係のホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/0000050579.html>）に掲載します。